令和２年第２回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　資　料

（６　月　11　日　提　案　分）

神　奈　川　県

目　　次

ページ

1　令和２年第２回神奈川県議会定例会（６月11日提案分）提出議案件数調 ･････････････ 1

2　令和２年度６月補正予算会計別集計表 ･･･ 1

(1)　令和２年度神奈川県一般会計６月補正予算局別財源調書 ･････････････････････ 2

(2)　令和２年度神奈川県特別会計６月補正予算会計別財源調書 ･････････････････････ 2

3　令和２年度６月補正予算の主な内容 ･･･ 3

4　令和２年度一般会計６月補正予算地方債について ･････････････････････････････ 4

5　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【政策局】 ･････････････････ 6

6　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】 ･････････････････････ 7

7　事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】 ･････････････ 8

8　相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要【政策局】 ･････････････････････ 9

9　東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の概要【政策局】 ･･･ 10

10　知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要【総務局】 ･････････････････ 12

11　地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例の概要【総務局】 ･･･ 13

12　神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】 ･････････････････････ 14

13　神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】 ･････････････････････ 15

14　神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要【くらし安全防災局】 ･････ 16

15　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【国際文化観光局】 ･････････ 17

16　地球市民かながわプラザの指定管理者の指定の概要【国際文化観光局】 ･････････････ 18

17　県民ホール及び音楽堂の指定管理者の指定の概要【国際文化観光局】 ･････････････ 18

18　神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要【国際文化観光局】 ･････････････････ 19

19　セーリング競技の開催について【スポーツ局】 ･････････････････････････････ 20

20　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【スポーツ局】 ･････････････ 21

21　防疫体制の強化について【環境農政局】 ･････････････････････････････････････ 22

22　令和２年度６月補正予算公共事業等の内容【環境農政局】 ･････････････････････ 23

23　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【環境農政局】 ･････････････ 24

24　神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】…………………… 25
25　21世紀の森の指定管理者の指定の概要【環境農政局】 ………………………………… 26
26　本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者の指定の概要【環境農政局】………… 26
27　宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定の概要【環境農政局】 …………………………………………………………………… 27
28　二町谷北公園等の管理に関する事務の委託の概要【環境農政局】……………………… 28
29　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局】……… 29
30　ライトセンターの指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】…………………… 30
31　聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】…………… 30
32　三浦しらとり園の指定管理者の指定の変更の概要【福祉子どもみらい局】……………… 31
33　津久井やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要【福祉子どもみらい局】…………… 31
34　動産の取得の内容【健康医療局】………………………………………………………… 32
35　動産の取得の内容【健康医療局】………………………………………………………… 33
36　神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の概要【産業労働局】………………………………………… 34
37　令和２年度６月補正予算公共事業等の内容【県土整備局】……………………………… 35
38　令和２年度県営住宅事業会計６月補正予算の内容【県土整備局】……………………… 36
39　港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】……… 38
40　神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】…………………… 39
41　訴訟の提起の概要【県土整備局】………………………………………………………… 40
42　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【教育委員会】……………… 41
43　足柄ふれあいの村の指定管理者の指定の概要【教育委員会】…………………………… 42
44　愛川ふれあいの村の指定管理者の指定の概要【教育委員会】…………………………… 42
45　神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】………………… 43

1　令和２年第２回神奈川県議会定例会（６月11日提案分）提出議案件数調

(1)　予　算

区　　分	件　数
一　般　会　計	1
特　別　会　計	1
企　業　会　計	－
合　　計	2

(2)　条例その他

区　　分	件　数
条　例　の　制　定	2
条　例　の　改　正	１０
動　産　の　取　得	2
指定管理者の指定	１１
指定管理者の指定の変更	2
そ　の　他	3
合　　計	３０

2　令和２年度６月補正予算会計別集計表

（単位　千円）

会　計　別	前回までの累計額	今回補正額	合　計　額
一　般　会　計	1,971,841,370	1,403,231	1,973,244,601
特　別　会　計	2,142,245,142	563,627	2,142,808,769
企　業　会　計	148,646,708	－	148,646,708
合　　計	4,262,733,220	1,966,858	4,264,700,078

（参考）　前年度（令和元年度）の状況　（単位　千円）

会　計　別	前回までの累計額	６月補正額	合　計　額
一　般　会　計	1,830,724,000	25,203,600	1,855,927,600
特　別　会　計	2,071,980,396	－	2,071,980,396
企　業　会　計	113,662,639	－	113,662,639
合　　計	4,016,367,035	25,203,600	4,041,570,635

(1)　令和２年度神奈川県一般会計６月補正予算局別財源調書

（単位　千円）

局　別	予算額	財源内訳									備　考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県債	一般財源	
スポーツ局	675,476							675,476			
環境農政局	655,755	631,023							19,000	5,732	
県土整備局	72,000	24,000								48,000	
小　計	1,403,231	655,023						675,476	19,000	53,732	
							53,732			△ 53,732	その他特定収入
合　計	1,403,231	655,023					53,732	675,476	19,000		

(2)　令和２年度神奈川県特別会計６月補正予算会計別財源調書

（単位　千円）

会計名	予算額	財源内訳									備　考
		国庫支出金	分担金及び負担金	使用料及び手数料	財産収入	繰入金	事業収入	諸収入	県債	繰越金	
県営住宅事業会計	563,627	253,627							310,000		
合　計	563,627	253,627							310,000		

３　令和２年度６月補正予算の主な内容

５月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

(1)　東京2020大会湘南港既存艇移動事業費【債務負担行為の設定】

補正額　675,476千円

限度額　1,068,006千円

(2)　飼養衛生管理強化対策事業費補助　10,000千円

(3)　過年災害復旧費　645,755千円

(4)　砂防関係事業調査費　72,000千円

(5)　県営住宅建設事業費（県営住宅事業会計）　563,627千円

４　令和２年度一般会計６月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度末現在高見込額
	千円	千円		千円	千円	千円
1　普通債	(1,358,697,207) 1,645,345,407	(1,343,156,411) 1,632,311,677	補正前の額	78,005,000	(126,057,467) 115,671,711	(1,295,103,944) 1,594,644,966
			補正額	－	－	
			計	78,005,000	(126,057,467) 115,671,711	
(1) 民生	(31,906,933) 37,661,313	(30,537,161) 35,832,677	補正前の額	4,469,000	(2,448,144) 2,728,428	(32,558,017) 37,573,249
			補正額	－	－	
			計	4,469,000	(2,448,144) 2,728,428	
(2) 衛生	(20,562,948) 22,599,003	(20,517,925) 22,538,675	補正前の額	1,148,000	(1,186,984) 1,034,119	(20,478,941) 22,652,556
			補正額	－	－	
			計	1,148,000	(1,186,984) 1,034,119	
(3) 労働	(8,189,845) 10,213,780	(7,543,250) 9,017,225	補正前の額	21,000	(562,350) 144,150	(7,001,900) 8,894,075
			補正額	－	－	
			計	21,000	(562,350) 144,150	
(4) 農林水産	(86,269,235) 103,899,220	(80,822,507) 99,729,517	補正前の額	2,122,000	(9,477,540) 9,928,730	(73,466,967) 91,922,787
			補正額	－	－	
			計	2,122,000	(9,477,540) 9,928,730	
(5) 土木	(898,191,949) 1,101,415,614	(873,129,692) 1,076,962,907	補正前の額	48,733,000	(82,576,099) 74,249,429	(839,286,593) 1,051,446,478
			補正額	－	－	
			計	48,733,000	(82,576,099) 74,249,429	
(6) 警察	(62,475,815) 73,887,130	(63,270,745) 75,083,320	補正前の額	3,789,000	(7,608,997) 8,883,732	(59,450,748) 69,988,588
			補正額	－	－	
			計	3,789,000	(7,608,997) 8,883,732	
(7) 教育	(127,511,986) 150,234,271	(146,319,263) 171,558,503	補正前の額	15,511,000	(9,773,226) 7,257,691	(152,057,037) 179,811,812
			補正額	－	－	
			計	15,511,000	(9,773,226) 7,257,691	
(8) その他	(123,588,496) 145,435,076	(121,015,868) 141,588,853	補正前の額	2,212,000	(12,424,127) 11,445,432	(110,803,741) 132,355,421
			補正額	－	－	
			計	2,212,000	(12,424,127) 11,445,432	
2　災害復旧債	(917,873) 927,473	(6,033,966) 6,064,686	補正前の額	585,000	(60,740) 34,966	(6,577,226) 6,633,720
			補正額	19,000	－	
			計	604,000	(60,740) 34,966	
(1) 総務	－	3,000	補正前の額	－	－	3,000
			補正額	－	－	
			計	－	－	
(2) 農林水産	(443,092) 446,812	(1,504,184) 1,524,284	補正前の額	234,000	(27,590) 6,555	(1,729,594) 1,770,729
			補正額	19,000	－	
			計	253,000	(27,590) 6,555	
(3) 土木	(474,781) 480,661	(4,526,782) 4,537,402	補正前の額	351,000	(33,150) 28,411	(4,844,632) 4,859,991
			補正額	－	－	
			計	351,000	(33,150) 28,411	

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	当該年度末現在高見込額
	千円	千円		千円	千円	千円
3 その他	(2,072,730,248) 2,457,868,244	(2,057,080,801) 2,479,575,597	補正前の額	105,000,000	(141,520,820) 110,157,571	(2,020,559,981) 2,474,418,026
			補正額	−	−	
			計	105,000,000	(141,520,820) 110,157,571	
(1) 減税補塡債	(112,278,804) 153,490,890	(101,122,379) 148,411,355	補正前の額	−	(11,960,596) 9,757,550	(89,161,783) 138,653,805
			補正額	−	−	
			計	−	(11,960,596) 9,757,550	
(2) 臨時税収補塡債	(17,383,275) 18,395,000	(15,359,825) 18,395,000	補正前の額	−	(2,023,450) −	(13,336,375) 18,395,000
			補正額	−	−	
			計	−	(2,023,450) −	
(3) 減収補塡債	(69,128,470) 76,916,920	(83,587,490) 84,385,760	補正前の額	−	(3,583,980) 3,374,160	(80,003,510) 81,011,600
			補正額	−	−	
			計	−	(3,583,980) 3,374,160	
(4) 臨時財政対策債	(1,873,850,604) 2,208,976,339	(1,852,578,649) 2,223,951,024	補正前の額	105,000,000	(123,941,948) 97,015,015	(1,833,636,701) 2,231,936,009
			補正額	−	−	
			計	105,000,000	(123,941,948) 97,015,015	
(5) 枠外債	89,095	79,458	補正前の額	−	10,846	68,612
			補正額	−	−	
			計	−	10,846	
(6) 調整債	−	4,353,000	補正前の額	−	−	4,353,000
			補正額	−	−	
			計	−	−	
合計	(3,432,345,328) **4,104,141,124**	(3,406,271,178) **4,117,951,960**	**補正前の額**	183,590,000	(267,639,027) 225,864,248	(3,322,241,151) **4,075,696,712**
			補正額	19,000	−	
			計	183,609,000	(267,639,027) 225,864,248	

備考　1　（　）は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

2　3その他　(5)枠外債 の現在高及び現在高見込額には平成30年度以前に農業改良資金会計において計上した枠外債を含む。

５　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【政策局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限　度　額	区　分	期　間	金　　額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
相模湖交流センター指定管理費	423,000	前年度末までの支出（見込）額		―	特定財源	国庫支出金	―
						県　　債	―
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	423,000		その他	4,340
					一般財源		418,660

６　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を新たに加えるなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、１法人を新たに加えるほか、１法人について、控除対象期間を更新するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3)　施行期日

令和２年８月１日。ただし、新たに指定する法人については、公布の日。

7　事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の２の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う改正

［３項目］

ア　知事が指定する特例措置対象災害の発生後の一定期間における指定事業所に係る特例措置による事後の届出受理等に係る事務を相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に移譲するもの

イ　知事が指定する特例措置対象災害の発生後の特例措置の規定に基づく届出があった場合で、特例措置の要件に該当しないと認めるときに事業の停止や排煙等の処理の方法の改善等を命じる事務を相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に移譲するもの

ウ　その他所要の規定の整備を行うもの

(3)　施行期日

令和２年10月１日

８　相模湖交流センターの指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立相模湖交流センター条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称	相模湖交流センター
イ　指定管理者	
(ｱ)　名称	アクティオ株式会社
(ｲ)　主たる事務所の所在地	東京都目黒区東山一丁目５番４号ＫＤＸ中目黒ビル６階
ウ　指定期間	令和３年４月１日から 令和８年３月31日まで

９　東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の概要

(1)　協議の趣旨

地方自治法第244条の３第１項の規定により、東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関し、東京都及び川崎市と協議するものである。

(2)　協議の内容

ア　目的　　道路を供用するため

イ　名称　　府中町田線

ウ　区域外設置をする位置及び面積

(ｱ)　位置　　川崎市麻生区黒川字西谷3019番の一部、黒川字西谷1648番の一部、黒川字西谷1649番の一部

(ｲ)　面積　　591.68平方メートル

エ　経費の負担者　　東京都

オ　その他　　ア、イ、ウ及びエのほか必要な事項は、東京都知事と神奈川県知事及び川崎市長が協議して定める。

東京都が管理する道路を神奈川県川崎市の区域に設置することに関する協議の対象区域位置図

【広域図】

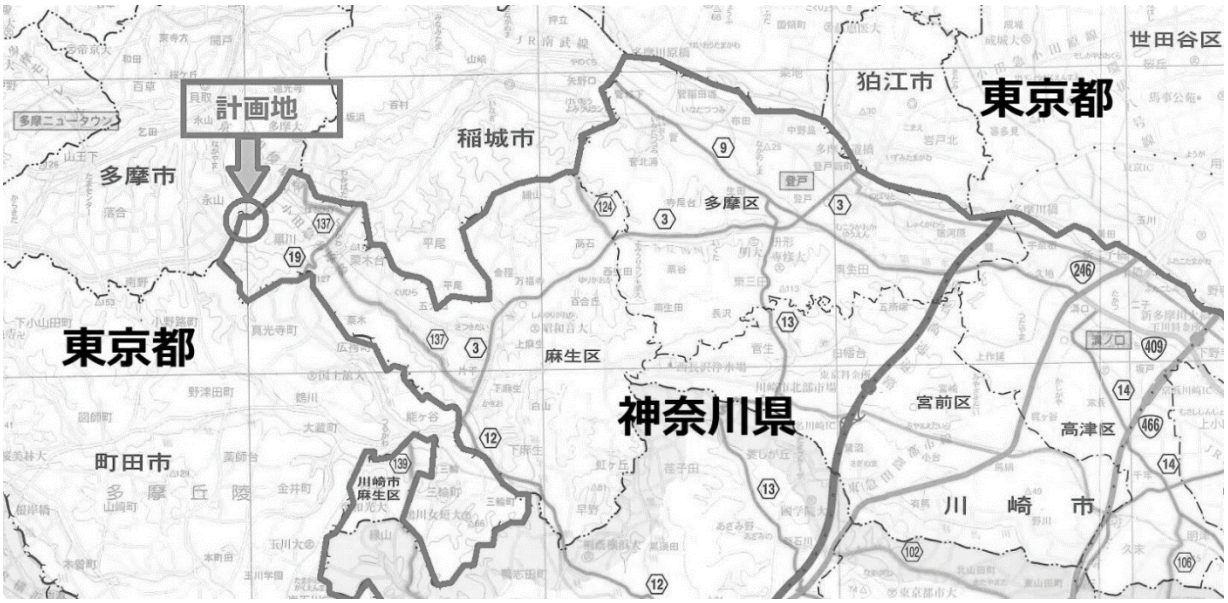

【拡大図】

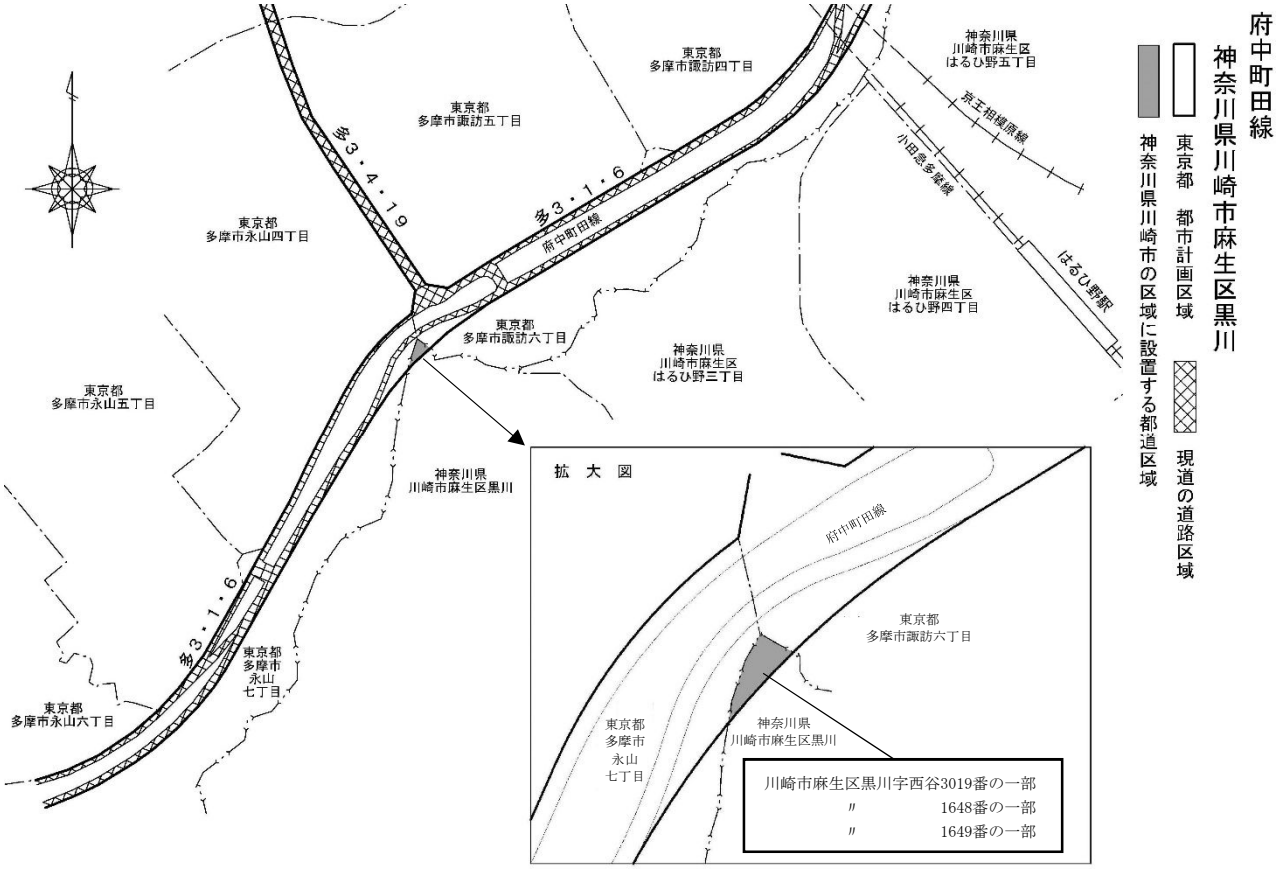

10　知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要

(1)　制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し、本条例を制定するものである。

(2)　制定の内容

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額について、賠償の責任を免れる。

区分	損害賠償責任額
知事	年収の６倍
副知事等	年収の４倍
地方公営企業の管理者等	年収の２倍
その他の職員等	年収の１倍

(3)　施行期日

公布の日

11　地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例の概要

(1)　制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関し、本条例を制定するものである。

(2)　制定の内容

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定する。

区分	損害賠償責任額
理事長又は副理事長	年収の６倍
理事	年収の４倍
監事又は会計監査人	年収の２倍

(3)　施行期日

公布の日

12　神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

ラグビーワールドカップ2019™の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

スポーツ局の分掌事務から「ラグビーワールドカップ2019に関する事項」を削除する。（第５号関係）

(3)　施行期日

公布の日

13　神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税における寄附金税額控除の特例の対象となる放棄に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　個人県民税の寄附金税額控除の対象の追加

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止等した主催者に対する入場料金等払戻請求権の放棄のうち、道府県の条例で定めるものについて、個人県民税の寄附金税額控除が適用されることとされたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄を対象とするよう規定を追加する。（附則第44項関係）

イ　公益財団法人神奈川県体育協会の名称変更

「公益財団法人神奈川県体育協会」の名称が「公益財団法人神奈川県スポーツ協会」に変更されたことに伴い、ゴルフ場利用税の課税免除に関する規定について、所要の改正を行う。（第28条の２関係）

(3)　施行期日

令和３年１月１日。ただし、(2)イは公布の日。

14　神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、犯罪被害者等が受ける二次被害を防止する姿勢をより明確にし、犯罪被害者等への支援や、施策に反映させるため、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　二次被害の定義規定の新設

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗（ひぼう）中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穏の侵害その他の被害を、二次被害として定義する。（第２条関係）

イ　二次被害を防止する姿勢の明確化

犯罪被害者等支援の基本理念において二次被害を防止する姿勢を明確にするとともに、県民や事業者の責務等について所要の規定の整備を行う。（第３条、第５条、第６条、第16条、第18条及び第19条関係）

ウ　弁護士等による相談体制の充実

県が講ずる弁護士等による相談に、二次被害の防止のための相談を加える。（第12条関係）

(3)　施行期日

公布の日

15　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【国際文化観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限度額	区　分	期　間	金　額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
地球市民かながわプラザ指定管理費	1,470,245	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	1,470,245		その他	33,005
					一般財源		1,437,240
県民ホール及び音楽堂指定管理費	7,530,000	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	7,530,000		その他	58,295
					一般財源		7,471,705
神奈川近代文学館指定管理費	2,050,215	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	2,050,215		その他	2,295
					一般財源		2,047,920

【議案（条例その他　その４）19頁　定県第72号議案】

16　地球市民かながわプラザの指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立地球市民かながわプラザ条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　　地球市民かながわプラザ

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　　公益社団法人青年海外協力協会

(ｲ)　主たる事務所の所在地　　長野県駒ヶ根市中央16番７号

ウ　指定期間　　令和３年４月１日から
令和８年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）20頁　定県第73号議案】

17　県民ホール及び音楽堂の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立県民ホール条例第３条及び神奈川県立音楽堂条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　　県民ホール及び音楽堂

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　　公益財団法人神奈川芸術文化財団

(ｲ)　主たる事務所の所在地　　横浜市中区山下町３番地の１

ウ　指定期間　　令和３年４月１日から
令和８年３月31日まで

18　神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立神奈川近代文学館条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称	神奈川近代文学館
イ　指定管理者	
(ｱ)　名称	公益財団法人神奈川文学振興会
(ｲ)　主たる事務所の所在地	横浜市中区山手町110番地
ウ　指定期間	令和３年４月１日から 令和８年３月31日まで

19　セーリング競技の開催について【スポーツ局関係】

２款　総務費　　10項　スポーツ費

セーリング競技開催費

(1)　目的
東京2020オリンピック競技大会・セーリング競技の開催を支援する。

(2)　内容
東京2020オリンピック競技大会が１年延期されたことに伴い、湘南港の既存艇について、新たな大会日程を踏まえた移動費用の負担等を行う。

(3)　予算額　　675,476千円

20　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【スポーツ局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>限　度　額</th><th>区　分</th><th>期　間</th><th>金　　額</th><th colspan="3">左の財源内訳</th></tr>
<tr><td rowspan="4">湘南港既存艇移動事業費</td><td rowspan="4">千円
1,068,006</td><td rowspan="2">前年度末までの支出（見込）額</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">千円
－</td><td rowspan="4">特定財源</td><td>国庫支出金</td><td>千円
－</td></tr>
<tr><td>県　　債</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">当該年度以降の支出予定額</td><td rowspan="2">令和２年度
～
令和３年度</td><td rowspan="2">1,068,006</td><td>その他</td><td>1,068,006</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般財源</td><td>－</td></tr>
</table>

21　防疫体制の強化について【環境農政局関係】

７款　農林水産業費　　２項　畜産業費

一部(新)　豚熱対策事業費

(1)　目的

豚熱等の侵入リスクに備え、令和２年３月に改正された飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整える。

(2)　内容

生産者団体が行う機器整備等に対して補助する。

(3)　予算額　　10,000千円

22　令和２年度６月補正予算公共事業等の内容【環境農政局関係】

（単位　千円、％）

区　　分	令　和　2　年　度			２年度／元年度
	当初予算額 A	６月補正予算額 B	６月現計予算額 C	６月現計予算額比
緑　地　保　全	268,660	－	268,660	103.9
自　然　公　園	365,184	－	365,184	109.1
土　地　改　良	2,081,798	－	2,081,798	99.2
林　　業	1,785,886	－	1,785,886	108.1
治　　山	1,006,726	－	1,006,726	103.6
漁　　港	1,720,227	－	1,720,227	94.8
災　害　復　旧	520,000	645,755	1,165,755	411.3
環境農政局計	7,748,481	645,755	8,394,236	113.2

（事業内容）

○　災害復旧　　【予算に関する説明書（その２）　９頁】
林業施設災害復旧費
・復旧工事　　神の川林道など14箇所
・復旧工事に向けた設計等　早戸川林道など６箇所

23　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限　度　額	区　分	期　間	金　　額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
21世紀の森指定管理費	166,355	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	166,355		その他	4,545
					一般財源		161,810
本港特別泊地等指定管理費	22,500	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	22,500		その他	2,080
					一般財源		20,420
宮川特別泊地等指定管理費	52,265	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	52,265		その他	52,265
					一般財源		－

24　神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

三崎漁港内の一部を二町谷泊地及び二町谷特別泊地として位置付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　二町谷泊地及び二町谷特別泊地を規定する。（第６条及び別表第１関係）

イ　利用料の徴収に関する規定から、二町谷環境整備施設区域の駐車場を削除する。（第12条及び別表第２関係）

(3)　施行期日

令和２年11月１日

【議案（条例その他　その４）22頁　定県第75号議案】

25　21世紀の森の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立21世紀の森条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　21世紀の森

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　株式会社アグサ

(ｲ)　主たる事務所の所在地　南足柄市中沼305番地１

ウ　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）23頁　定県第76号議案】

26　本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県漁港管理条例第18条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　本港特別泊地及び本港環境整備施設

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　スバル興業株式会社・株式会社三浦海業公社

(ｲ)　主たる事務所の所在地　東京都千代田区有楽町一丁目10番１号

ウ　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

27　宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県漁港管理条例第18条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称	宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地及び宮川環境整備施設
イ　指定管理者	
(ｱ)　名称	みうら漁業協同組合
(ｲ)　主たる事務所の所在地	三浦市三崎五丁目12番５号
ウ　指定期間	令和３年４月１日から 令和８年３月31日まで

28　二町谷北公園等の管理に関する事務の委託の概要

(1)　趣旨

神奈川県と三浦市との間における二町谷北公園等の管理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第３項で準用する同法第252条の２の２第３項の規定により、議会の議決を経て、三浦市と協議し、委託しようとするものである。

(2)　委託の理由

水産業の振興及び地域経済の活性化に向け、三浦市から県に対し、二町谷北公園等の管理権限の移譲について申入れがあった。

三浦市による官民協働の取組みを支援するため、二町谷北公園等の管理に関する事務を三浦市に委託するものである。

(3)　協議の相手方

三浦市長　吉田　英男

(4)　委託の時期

令和２年11月１日

29　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限　度　額	区　分	期　間	金　　額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
ライトセンター指定管理費	1,529,880	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	91,180
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	1,529,880		その他	10,025
					一般財源		1,428,675
聴覚障害者福祉センター指定管理費	791,650	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	110,860
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	791,650		その他	20
					一般財源		680,770
三浦しらとり園指定管理費	1,209,232	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和４年度	1,209,232		その他	1,070
					一般財源		1,208,162

【議案（条例その他　その４）25頁　定県第78号議案】

30　ライトセンターの指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県ライトセンター条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　　ライトセンター

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　　日本赤十字社

(ｲ)　主たる事務所の所在地　　東京都港区芝大門一丁目１番３号

ウ　指定期間　　令和３年４月１日から
令和８年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）26頁　定県第79号議案】

31　聴覚障害者福祉センターの指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県聴覚障害者福祉センター条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　　聴覚障害者福祉センター

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　　社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

(ｲ)　主たる事務所の所在地　　藤沢市藤沢933番地の２

ウ　指定期間　　令和３年４月１日から
令和８年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）29頁　定県第82号議案】

32　三浦しらとり園の指定管理者の指定の変更の概要

(1)　変更の趣旨

地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2)　変更の内容

ア　施 設 の 名 称　　三浦しらとり園
イ　変更前指定期間　　平成23年４月１日から平成33年３月31日まで
ウ　変更後指定期間　　平成23年４月１日から令和５年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）30頁　定県第83号議案】

33　津久井やまゆり園の指定管理者の指定の変更の概要

(1)　変更の趣旨

地方自治法第244条の２第６項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2)　変更の内容

ア　施 設 の 名 称　　津久井やまゆり園
イ　変更前指定期間　　平成27年４月１日から平成37年３月31日まで
ウ　変更後指定期間　　平成27年４月１日から令和３年７月31日まで

34　動産の取得の内容

(1)　品目及び数量　　イナビル吸入粉末剤20mg　行政備蓄用
268,114容器

(2)　契 約 者 名　　第一三共株式会社
代表取締役社長　眞　鍋　　淳

(3)　契 約 金 額　　２億3,210万6,289円

(4)　納 入 期 限　　令和３年３月19日

(5)　契約の方法　　随意契約

(6)　随意契約理由　　第一三共株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「イナビル」の創製・開発、製造販売承認を取得し、通常流通用イナビルとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用イナビルを製造販売している。

本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、第一三共株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号に基づき、第一三共株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

35　動産の取得の内容

(1)　品目及び数量　　都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル150mg
122,670バイアル

(2)　契 約 者 名　　塩野義製薬株式会社
代表取締役社長　手代木　　功

(3)　契 約 金 額　　１億3,540万3,111円

(4)　納 入 期 限　　令和３年３月31日

(5)　契約の方法　　随意契約

(6)　随意契約理由　　塩野義製薬株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「ラピアクタ」の製造・販売に係る独占的ライセンスを持っており、通常流通用ラピアクタとは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用ラピアクタを製造販売している。

本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、塩野義製薬株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号に基づき、塩野義製薬株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

36　神奈川県立の総合職業技術校に関する条例及び神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

県立の総合職業技術校の入校料を免除する規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　神奈川県立の総合職業技術校に関する条例の一部改正

入校料の全部若しくは一部を免除できる旨の規定を整備する。（第５条関係）

イ　神奈川県立産業技術短期大学校条例の一部改正

(ｱ)　入学料の全部若しくは一部を免除できる旨の規定を整備する。（第８条関係）

(ｲ)　その他所要の規定の整備を行う。（第３条及び改正後の第８条関係）

(3)　施行期日及び経過措置

ア　施行期日

公布の日

イ　経過措置

(2)アの規定は令和２年４月１日以後に入校した者から徴収する入校料及び職業能力開発促進法施行規則（以下「省令」という。）第９条に規定する普通課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について、(2)イ(ｱ)の規定は同日以後に入学した者から徴収する入学料及び省令第９条に規定する専門課程の職業訓練を受ける者から徴収する同日以後の期間に係る授業料について適用する。

37　令和２年度６月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】

（単位　千円、％）

区　　分	令和２年度 当初予算額 A	令和２年度 ６月補正予算額 B	令和２年度 ６月現計予算額 C	２年度／元年度 ６月現計予算額比
道路橋りょう	28,456,996	－	28,456,996	107.2
河川海岸	20,697,306	－	20,697,306	115.3
砂防	6,440,191	72,000	6,512,191	84.3
港湾	1,312,918	－	1,312,918	87.5
都市公園	1,464,523	－	1,464,523	93.0
市街地再開発等	2,472,057	－	2,472,057	55.0
鉄道	4,430,518	－	4,430,518	101.6
災害復旧	1,020,000	－	1,020,000	369.1
国直轄事業負担金	13,667,087	－	13,667,087	100.0
一般会計計	79,961,596	72,000	80,033,596	96.3

県営住宅事業会計	3,054,713	563,627	3,618,340	皆増

※　県営住宅事業会計は、令和２年度から、一般会計から特別会計に移行。

流域下水道事業会計	5,706,292	－	5,706,292	皆増

※　流域下水道事業会計は、令和２年度から、特別会計から企業会計に移行。

県土整備局計	88,722,601	635,627	89,358,228	101.1

（事業内容）

○　土砂災害特別警戒区域等の指定促進
【予算に関する説明書（その２）　８頁】
災害等の地形改変に伴う地形確認や測量等の基礎調査の実施
（箱根町強羅など120箇所）

○　県営住宅の整備　【予算に関する説明書（その２）　17頁】
令和３年度に予定していた工事の一部を前倒して実施
横山団地（相模原市中央区横山）

38　令和２年度県営住宅事業会計６月補正予算の内容【県土整備局関係】

(1)　総　括

（歳　入）　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　県営住宅事業収入	19,952,246	563,627	20,515,873

（歳　出）　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1　県営住宅事業費	19,952,246	563,627	20,515,873	253,627	310,000	－	－

(2)　歳入の内訳　（単位　千円）

目　名	補正前の額	補正額	計	説　明
国庫補助金	1,447,957	253,627	1,701,584	県営住宅整備事業費補助金
県債	1,557,000	310,000	1,867,000	

(3)　歳出の内訳　（単位　千円）

目　名	補正前の額	補正額	計	説　明
住宅整備費	3,441,620	563,627	4,005,247	県営住宅整備事業費

(4)　地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額
				当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円		千円	千円	千円
県営住宅事業会計	(62,699,046) 72,341,566	(57,823,972) 67,534,542	補正前の額	1,557,000	(8,548,027) 8,228,177	(51,142,945) 61,173,365
			補正額	310,000	－	
			計	1,867,000	(8,548,027) 8,228,177	
1　普通債	(62,699,046) 72,341,566	(57,617,972) 67,328,542	補正前の額	1,557,000	(8,548,027) 8,228,177	(50,936,945) 60,967,365
			補正額	310,000	－	
			計	1,867,000	(8,548,027) 8,228,177	
(1) 土木	(62,699,046) 72,341,566	(57,617,972) 67,328,542	補正前の額	1,557,000	(8,548,027) 8,228,177	(50,936,945) 60,967,365
			補正額	310,000	－	
			計	1,867,000	(8,548,027) 8,228,177	
2　災害復旧債	－	206,000	補正前の額	－	－	206,000
			補正額	－	－	
			計	－	－	
(1) 土木	－	206,000	補正前の額	－	－	206,000
			補正額	－	－	
			計	－	－	

備考　　（　）は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

39　港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

湘南港及び大磯港の施設整備に伴い、湘南港港湾管理事務所の会議室等の利用料を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　湘南港港湾管理事務所の会議室等の利用料について、設定する。（別表第１の６の２関係）

イ　大磯港東岸壁の係留料について、設定する。（別表第１の２関係）

ウ　その他所要の規定の整備を行う。（別表第１の２関係）

(3)　施行期日

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日。ただし、(2)アは、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日。

40　神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

多様化する住宅困窮者のニーズに対応するため、県営住宅の入居者資格要件を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　県営住宅の入居者資格要件の見直し（第６条関係）

(ｱ)　県内に６か月以上住所を有するとしている居住要件を廃止する。

(ｲ)　単身入居者における年齢要件について、60歳以上の方以外にも認めることができるよう改正する。

イ　その他所要の規定の整備を行う。（第６条、第７条、第８条、第８条の３及び第34条関係）

(3)　施行期日

令和２年10月１日

41　訴訟の提起の概要

(1)　要旨

県営住宅の不適正居住者に対し、所有権に基づき当該建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起するものである。

(2)　内容

ア　件　　名

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求事件

イ　訴訟の相手方

[redacted]

ウ　請　求　内　容

[redacted]の明渡し及び損害金支払請求

(3)　経過

訴訟の相手方は県営住宅に不適正に居住し、県のこれまでの再三にわたる明渡し請求にもかかわらず、当該建物の居住を継続しているため、訴訟を提起するものである。

42　令和２年度一般会計６月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追　　加）

事　　項	限　度　額	区　分	期　間	金　　額	左の財源内訳		
	千円			千円			千円
足柄ふれあいの村指定管理費	528,510	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	528,510		その他	－
					一般財源		528,510
愛川ふれあいの村指定管理費	482,925	前年度末までの支出（見込）額		－	特定財源	国庫支出金	－
						県　　債	－
		当該年度以降の支出予定額	令和２年度～令和７年度	482,925		その他	－
					一般財源		482,925

【議案（条例その他　その４）27頁　定県第80号議案】

43　足柄ふれあいの村の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立のふれあいの村条例第５条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　足柄ふれあいの村

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　株式会社アグサ

(ｲ)　主たる事務所の所在地　南足柄市中沼305番地１

ウ　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

【議案（条例その他　その４）28頁　定県第81号議案】

44　愛川ふれあいの村の指定管理者の指定の概要

(1)　指定の趣旨

神奈川県立のふれあいの村条例第５条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2)　指定の内容

ア　施設の名称　愛川ふれあいの村

イ　指定管理者

(ｱ)　名称　東急コミュニティー・国際自然大学校グループ

(ｲ)　主たる事務所の所在地　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

ウ　指定期間　令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

45　神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

(1)　改正の趣旨

社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正を行うものである。

(2)　改正の内容

ア　盗撮行為等に係る禁止場所の追加（第３条関係）

集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている人に対する盗撮行為等を禁止する。

イ　つきまとい等に係る規制内容等の変更（第11条関係）

ストーカー行為等の規制等に関する法律におけるつきまとい等の定義の変更に合わせ、次の２点について規制内容を変更する。

(ｱ)　住居等の付近をみだりにうろつく行為を追加する。

(ｲ)　拒まれたにもかかわらず、電子メールの送信等をする行為について、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定する。

(3)　施行期日及び経過措置

ア　施行期日

令和２年11月１日

イ　経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。